

適用可否通知書

年 月 日

様

堺市上下水道事業管理者



年 月 日付けで申請がありました住居専用建物等の料金計算の適用について、堺市上下水道局住居専用建物等の料金計算等に関する要綱第5条第2項の規定により、次のとおり通知します。

承認の可否	可 ・ 不可	
お客様番号	— — —	
住居専用建物等の名称		
住居専用建物等の所在地		
入居戸数	住居部分	戸
	非住居部分	戸
適用開始の時期	年 月請求分から適用開始	

注意

- 1 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出てください。
- 2 定期的に漏水調査その他の施設の点検を実施してください。
- 3 貯水槽等を定期的に清掃し、水質保全をはかってください。
- 4 点検に支障が無いよう、メーターの管理を行ってください。
- 5 申請事項に虚偽の事実があることが判明したとき、及び適用上の遵守事項に違反したときは、この適用を取り消すことがあります。